

## 相続手続きについて③

相続が発生すると手続きをしなくてはなりません。今回は、この相続手続き③として「相続財産」を説明します。

### ●相続財産の範囲

被相続人(亡くなった人)に属していた一切の権利義務は、相続が開始した時点から、原則として相続人が引継ぎます。具体的には次のものです。

現金・預貯金・社債・株式・投資信託

宅地・借地権・貸宅地・自宅・貸家

自動車・家財・美術品・骨董品・ゴルフ会員権

損害賠償金

債務(借入金・敷金・保証人の地位・未払金・未払いの税金や医療費)など

### \* 相続財産にならないもの

- ・一身専属権(扶養請求権、親権、生活保護受給権など)
- ・祭祀財産(位牌、仏壇、遺骨、神棚、墓地、墓石、墓地使用権など)  
⇒祭祀を承継するもの(いわゆる墓守)が引継ぎます
- ・香典(遺族への贈与扱い)
- ・生命保険金、死亡退職金(但し、相続税の対象にはなりません)

### \* 貸家から生ずる賃料は？

相続の発生後において、相続財産であるアパートなどから生ずる賃料は、相続財産ではなく、相続人の共有(法定相続分)の財産として扱います(しかし、相続人が合意すれば分け方は自由です)。



相続の事前相談・問題整理・手続き代行

株式会社 **伸 寛** (しんかん)

所 在： 海老名市柏ヶ谷1043番

代 表： 萩 原 和 雄

電 話： 046-292-7550

FAX： 046-292-7560



# 伸寛だより

## ●預貯金について

預貯金は当然ですが相続財産になります。しかし、相続発生後葬儀費用や未払い金の支払いに必要なことからいって、銀行などはすぐに預金の引き出しに応じてくれる訳ではありません。

昨年末に、最高裁判所が判決を出しました。それまでは、預金等は、遺言などで分割の指定がない限り、相続人の法定相続分で遺産分割されるとしてきました。しかし、今回の裁判結果は、預金等は遺産分割の対象となるとし、その結果、相続人の間では分割協議が必要になったのです。つまり、現金が即必要であるにもかかわらず、相続人が全員合意した分割協議書が用意できない限り、銀行は払戻しに応じなくてよいことになりました。早く、現金が必要であるならば、遺言書を書いてもらうことです。

## ●債務について

債務も相続財産になります。プラスの財産である預金や不動産等は相続人の間で分け方は自由です。遺言書があればその分け方が優先されます。

しかし、マイナス財産である債務は違います。借金は債権者（銀行など）がいます。勝手に相続人同士や遺言書で債務者やその負担割合を決めてしまったらどうでしょう。もし、破産寸前の人がその債務を負担することになれば、債権者は回収できなくなり困ります。その為、相続後の債務負担は、法定相続人が法定相続分で引受けることになっています。

ここで注意しなければいけないのは相続放棄です。放棄により相続順位が変わるからです。相続人が配偶者と子供の場合でも、全員が放棄をすれば、次の相続順位である親か兄弟姉妹に相続の地位が移ります。債権者から、忘れたところに返済請求を受けてしまうということもありますので注意が必要です。

## 相続相談会 随時開催中

●場所 伸寛事務所(相鉄線かしわ台駅 西口1分)

\*相談ご希望の方は、事前にお問い合わせ下さい。

☎046-292-7550 fax046-292-7560